

# いまとぜ？改憲論議

② 自民改憲4項目—9条への「自衛隊」明記

日本国憲法9条1項は戦争と武力による威嚇・武力の行使の放棄を、2項は戦力の不保持を宣言しています。この9条の後に9条の2として、以下の条文をおくるというのが2018年3月に自民党が発表した「条文イメージ(たたき台素案)」(以下、「自民改憲案」)です。

「前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。②自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。」

## 人権の制約へ

いうまでもなく、憲法とは国家権力を拘束することで個人の人権を保障する法です。現行憲法の

9条の条文を軸装して宣伝している、宇治市の「憲法九条を守る木幡・六地蔵の会」



論は「力には力で」という発想と、国家にばかり注目し個人に視点をおかない安全保障論です。「力には力で」という発想に立つと、軍事力の拡大に歯止めがかからず他国との軍拠合戦に陥り、軍事優先の国家となるでしょう。そこでは、福祉や教育といった個人の人権が軽視・抑圧されるのは必ずなわち「国家安全保障」を根拠に表現活動など人が権が制約される危険性があります。

憲法に自衛隊を明記することには、賛成する声もあります。しかし、本連載の前回論稿が明らかにしたように、現在の自衛隊は海外で米国と一緒にになって戦争や軍事活動のできる組織です。いま、憲法に自衛隊を明記することは、海外で戦争のできる組織にお墨付きを与え、他方でその活動への歯止めを失います。

ブーチン政権によるウクライナ攻撃を受けて、核兵器の保有を含む軍事力の強化論や9条改憲論が、一部で声高に主張されています。これらの議論は、内閣総理大臣が、最高指揮官として、国防軍を統括する」とありました。これを解説した自民党のQ&Aによると、「国防軍の最高指揮権」は「内閣総理大臣が、内閣(閣議)に諮らなければ、自分で自分一人で決定できる「専権事項」」だと思います。このことを踏まえると、内閣総理大臣による自衛隊への最高の指揮監督権も専権事項として、閣議決定が不要とされ、さらには内閣の権限ではないため、国会での責任追及の対象から外される可能性があります。軍事に関する問題が国会で審議されなくなるなど、危険すぎはしないでしょうか。(奥野恒久・龍谷大学教授)